

音更町せいかつ応援商品券取扱店募集要項

1. 事業の目的

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した食料品等を購入できる商品券を発行し、全町民に配布することにより、食料品価格等の物価高騰の影響を受ける町民の家計負担の軽減を図る。

2. 商品券の概要

- (1) 名 称 音更町せいかつ応援商品券（以下「商品券」という。）
- (2) 発 行 者 音更町
- (3) 取扱期間 令和8年7月1日（水）～令和8年9月30日（水）
- (4) 額 面 1,000円（全町民1人に1,000円×8枚＝8,000円）
- (5) 発行予定額 34,000万円（340,000枚）
- (6) 交付方法 世帯主に世帯全員分の商品券をまとめて郵送。

3. 商品券取り扱い厳守事項

- (1) 商品券は食料品等の購入において利用可能です。
〔租税公課、金券（お米券、ビール券、図書券、ギフト券等）購入には利用できません。〕
- (2) 商品券の第三者への転売・譲渡及び換金を行うことはできません。
- (3) 商品券額面以下の使用の場合は、お釣りはお渡しできません。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 有効期限を過ぎた商品券は受け取ることはできません。
- (6) 商品券の盗難・紛失・滅失又は偽造・模造等に対し、発行者はその責を負いません。

4. 取扱店の登録資格等

音更町内の食料品等取扱店舗（直近1期における売上総額のうち、過半が消費税の軽減税率制度の対象品目である食料品等の売上がある店舗）

5. 取扱店の責務等

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、配布されるポスター、ステッカーを利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- (2) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。
偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに音更町の担当部署（音更町経済部商工観光課商工労政係）に報告してください。

- (3) 商品券を受け取った時は、他店での再使用を防止するため裏面の所定欄に取扱店名を記入することとし、既に取扱店名の記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (4) 商品券の再利用及び売買は行なわないでください。
- (5) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の責務とします。

6. 申込について

(1) 申込方法

申し込みを希望される方は、この「募集要項」に同意のうえ、「音更町せいかつ応援商品券」取扱同意書兼申込書（以下申込書という）に必要事項を記入し、音更町商工会へFAX、郵送又は持参ください。また、町内に複数の店舗を持つ事業所は、店舗ごとに申込書を作成のうえ、提出してください。

なお、申込書は音更町商工会のホームページからもダウンロードできます。

(2) 申込期間

令和8年3月13日（金）まで（必着）

※申込は3月13日以降も可能ですが「商品券」の送付時に同封する「音更町せいかつ応援商品券取扱店一覧表」など紙媒体への記載ができない場合があります。あらかじめご了解ください。

(3) 取扱店の登録

取扱店として登録した事業者には、改めて音更町商工会から店頭等に掲示していただくポスター・取扱店ステッカー及び換金請求書等を配布します。

7. 換金について

(1) 換金方法

取扱店は、換金請求書に必要事項を記入のうえ、商品券裏面に取扱店が記入されている使用済商品券を添え換金場所に持参してください。

(2) 換金場所

音更町商工会 8:45~17:30 (土・日曜日、祝日は休館)

(3) 支払方法

音更町商工会は、使用済商品券を精査後、指定口座に換金金額を速やかに振込みます。

(4) 換金手数料

無料

（5）換金期間

令和8年7月1日（水）から令和8年10月16日（金）まで。

※期限を過ぎた換金には一切応じられませんので、ご注意ください。

8. 取扱店の取消等

この「募集要項」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の承認を取り消す場合があります。また、違反により損害金が発生した際は請求する場合があります。

9. その他留意事項

（1）この「募集要項」に記載されていない事項は、別途協議いたします。

（2）取扱店情報（店舗名称、住所等）は、「音更町せいかつ応援商品券取扱店一覧表」を音更町商工会ホームページ等に掲載します。

以上